

判例研究部会のご紹介

判例研究部会 部会長 澤田孝之

判例研究部会は、弁ク会員により管理運営されている「(一社)弁理士クラブ知的財産実務研究所」(通称「実務研」)の所属機関です。毎月研究会を開催し、最新判決のレビューと注目判決2件の深掘り研究をしています。

<メンバー>

判例研究部会の部会員は、弁ク会員により構成され、現在、約40名が所属しています。実務経験豊富なベテランの弁ク会員や弁護士の弁ク会員も含まれています。毎月の研究会では、15名程度の部会員が参加しています。

<最新判決のレビュー(判決リスト検討)>

判決リスト作成部会が毎月作成した判決リスト(※)を用い、重要度の高い判決について、内容の確認を行ないます。その月の公開された判決数によりますが、毎月10件前後の判決について、簡単なレビューを行なっています。

一例として、9月の研究会でレビューした判決をご紹介します。9月には、以下の判決をレビューしました。

知財高裁	令和3(行ケ)10069 令和3(行ケ)10115	特許	「PTH含有骨粗鬆症治療剤」
知財高裁	平成31(ネ)10027	特許	「職務発明対価請求」
知財高裁	令和4(ネ)10005	著作権	「漫画サイト」
知財高裁	令和4(ネ)10015 令和4(ネ)10016	特許	「プレガバリン侵害訴訟」
東京地裁	令和2(ワ)12803 令和3(ワ)2271	著作権	「著作物の独占的利用権」
東京地裁	令和3(ワ)21405	著作権	「画像データの利用」

9月は著作権関連の判決が目立っていました。例えば、知財高裁の「漫画サイト」事件は、無料で漫画を公開していたサイトに広告を掲載した行為が、侵害幫助と判断された事件です。また、東京地裁の「画像データの利用」事件は、条件付きで利用可能な他人の写真データを、条件を満たさずに自分のウェブサイトに掲載した行為が、侵害と判断された事件です。どちらも、近年の著作物の利用形態にありがちなトラブルなので、注目度の高い判決で

す。

(※) 判決リスト作成部会のメンバーが、毎月新しく公開された判決文の内容を確認し、判示内容をリスト化しています。また、各メンバーにより、重要度が評価され、5段階（重要度が高い順に、A, B+, B, B-, C）でランク付けされます。この重要度は、実務研が毎年発行している「実務家のための知的財産権判例 70 選」（通称「判例 70 選」）で取り上げる判決を選定する際の参考情報として利用されています。判例研究部会では、重要度が高い判決（A または B+）について、レビューを行なっています。

<研究発表>

前月の判決リスト検討で重要度が高かった判決について、判例研究部会の部会員（弁ク会員）が持ち回りで研究発表を行います。研究発表では、判決の背景や判示内容、過去の判断基準との対比などを行い、判決内容を深掘りしていきます。判例 70 選の記載内容と同様、最後に「実務上の指針」を示していただき、今後の実務に生かせるようにコメントをいただいています。

一例として、9月の研究会で研究発表していただいた判決をご紹介します。9月には、以下の判決を取り上げていただきました。

知財高裁	令和2(ネ)10057	特許/ 独禁法	「トナーカートリッジ」
知財高裁	令和3(行ケ)10082	特許	「電気絶縁ケーブル」

一件目の判決は、プリンタのトナーカートリッジに関して、純正品メーカーとリサイクルメーカーの間で生じた争いについての判決です。カートリッジにトナーを再充填すると、残量表示が「？」となることから、“純正品と異なる表示となり、リサイクルの妨げになる”として、リサイクルメーカーが独禁法違反を主張しました。本判決では、純正品メーカーが、回避技術（？を表示させない方法）があることを立証したこともあり、独禁法違反ではないと判断されましたが、話題性の高い、「特許権行使と独禁法の関係」を理解する事例として、良い題材になるものです。

二件目の判決は、電気ケーブルの絶縁方法について、特許庁では周知技術の適用により容易想到と判断されましたが、裁判所では、周知技術を適用しても本件発明の課題を解決できるとは考えられないため、「阻害要因があつて動機付けがない」と進歩性を認めました。進歩性拒絶等の主張に対して反論をする際の参考になるかと思えます。

以上のように、毎月新しい判決を追いかけ、最新の裁判所の判断の理解を深めています。

最新の判決をレビューしてみたい、他の先生方のコメントを聞いて、判決の理解を深めたい、という方、是非一緒にやってみませんか。オブザーバー参加、随時受け付け中です。参加をご希望の方は、弁ク事務局までご連絡ください。

以上